

## 平成28年度 第14回 役員会議事要旨

日 時 平成28年11月9日（水） 10時28分～11時45分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

- 学長から，平成28年度第9回，第10回及び第11回役員会議事要旨の確認依頼があった。

### 1 協議事項

#### (1) 寄附講座の設置について

学長から，本件について，旭化成株式会社から，寄附講座「先進心不全医療学講座」の設置について申込みがあった旨の説明があった。

次いで，門出理事から，平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間，「先進心不全医療学講座」の設置のための寄附の申込みがあり，10月19日の医学部教授会で了承されたもので，その概要についての説明があり，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

#### (2) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

学長から，本件について，平成28年の人事院勧告について，国家公務員の給与改定に準拠する基本方針に基づき，役員報酬規程を一部改正するものである旨の説明があった。

次いで，人事課長から，本学における人事院勧告への対応については，10月26日の役員会の審議において，「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき，国家公務員の給与改定に準拠する改正を行うこととなったことから，役員報酬規程の一部改正について，改正の概要の説明があり，協議の結果了承され，経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

#### (3) 平成28年人事院勧告への対応に伴う就業規則の改正について

学長から，本件について，平成28年の人事院勧告について，国家公

務員の給与改定に準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等を一部改正するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、本学における人事院勧告への対応については、10月26日の役員会の審議において、「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき、国家公務員の給与改定に準拠する改正を行うこととなったことから、職員給与規程等の一部改正について、改正の概要及び今後のスケジュールとして教職員組合及び過半数代表者への説明並びに教職員への説明を実施する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 育児介護休業法改正に伴う就業規則の改正について

学長から、本件について、育児介護休業法改正に伴い、職員の育児・介護休業等に関する規程等を改正する旨の説明があった。

次いで、人事課長から、平成29年1月1日付で育児介護休業法が改正されることに伴い、関係規則を改正するものであり、また、同規程に一部不備があったものについても併せて改正する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取り扱いに関する規程の一部改正について

学長から、本件について、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び労働契約法の規定に基づき、有期労働契約の契約期間の取り扱いに関する規程を一部改正する旨の説明があった。

次いで、人事課長から、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律において、特例として大学等及び研究開発法人の研究者等については、無期転換申込権発生までの期間が5年から10年となっていることから、今回有期労働契約の契約期間の改正を行い、各種研究員や寄附講座の契約期間を5年から10年にすることにより研究開発等の推進のための基盤強化及び教育研究の活性化を図ること、また、今回の改正に併せて、労働契約法の空白期間について、労働契約法第18条第2項に基づき、一の有期労働契約期間が1年に満たない場合の空白期間を新たに規定すること、今後のスケジュールとして教職員組合及び過半数代表者への説明を実施する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) 人事管理における教員のポイント制の導入について

学長から、本件について、人件費管理をベースとしたポイント制を導入し、全学的に運用するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、人件費管理をベースにし定数枠にとらわれない柔軟な運用ができるポイント制を平成29年4月から新たに導入する旨、また、今後のスケジュール及び概要等について説明があった。

滝澤理事から、ポイント制の導入にあたり、現在下位流用を行っている部局について、どの時点のものまで認めるかとの発言があり、協議の結果、1世代まで遡ることとし、それについて部局等からの申し出の後、確認することとなった。

また、部局ごとのポイント数については、平成29年4月1日実施に向けて事前に把握する必要があることから、11月30日の役員会で審議、了承された際には12月の大学運営連絡会において各部局に対し総ポイント数の案を提示し、次の1月の大学運営連絡会において最終確認を行い、決定することとなった。

以上2点を留意事項とし、協議の結果了承され、教育研究評議会、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(7) その他

特になし。

## 2 その他

特になし。

以 上